平成30年7月定例教育委員会会議

会 議 録

平成30年7月20日開催

会 議 録

開	催日時	平成30年7月20日(金) 午後2時 開会 午後5時10分 閉会
場	所	旭川市教育委員会 会議室
	教 育 長 及び委員	教育長 赤岡 昌弘,嶽縣賭 滝山 義之,委 員 杉山 信治 委 員 近藤 美保,委 員 本田 哲嗣
出席者	事説明員	学校教育部長 野﨑 幸宏 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 山川 俊巳 社会教育部次長 梅井 里美学校教育部次長 岩﨑 昌美 公民館事業課長 片山 勝敏学校施設課長 三浦 雅仁教育指導課長 佐藤 潤一教職員担当課長 佐々木 康成教育政策課主幹 水野 泰子学務課長補佐 杂称 知子学務課主者 長井 恵
	事務局職員	教育政策課主查 中村 星子 教育政策課 星 由里夏 同 髙野 由布紀
	旭川市教科書調査委員会	委員長 林 邦子 委員 秋元 秀夫
傍	聴 者	0 人
公	開・非公開の別	一部非公開
会	議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市文化財審議会委員の委嘱について ・議案第2号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・議案第3号 平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について ・議案第4号 平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について ・報告第1号 平成30年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告事項 (1) 平成30年第2回定例市議会の報告について

((2)	平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況
		について
		旭川市学校教育基本計画の策定について
		旭川市立小中学校体育館の暖房ボイラー煙突の劣化について 大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会について
		文化芸術等補助金の見直しについて
		旭川彫刻フェスタ2018に係る野外彫刻の公開制作について
	その他	
7	閉会	

			審議内容
発	言	者	発言要旨
			《開会》
教	育	長	ただいまから、平成30年7月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は、杉山委員、近藤委員を指名します。
			《前回会議録》
教	育	長	会議録ですが、平成30年1月定例教育委員会会議(平成30年1月23日開催)、平成30年2月定例教育委員会会議(平成30年2月7日開催)及び平成30年3月定例教育委員会会議(平成30年3月29日開催)の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。
各	委 育	員	ありません。
教	目	長	年2月定例教育委員会会議及び平成30年3月定例教育委員会会議の会議
各	委	員	録については,承認することで御異議ありませんか。 異議ありません。
教	育	長	「異議なし。」と認め、平成30年1月定例教育委員会会議、平成30年2月定例教育委員会会議及び平成30年3月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。 なお、平成30年4月定例教育委員会会議(平成30年4月19日開催)、平成30年5月定例教育委員会会議(平成30年5月21日開催)及び平成30年6月定例教育委員会会議(平成30年6月6日開催)の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということでよろしいですか。
各 教	委 育	員長	
<i>*</i> **	13	~	年5月定例教育委員会会議及び平成30年6月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。
			《審議事項》
教	育	長	それでは、審議事項に入ります。 議案第1号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」、議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(6)「文化芸術等補助金の見直しについて」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」、議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(6)「文化芸術等補助金の見直しについて」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」ですが、報告事項(4)「旭川市立小中学校体育館の暖房ボイラー煙突の劣化について」と関連する内容ですので、一括して報告願います。

学校施設課長

まず、報告事項(4)資料を御覧ください。

平成30年度に専門業者への委託により実施しておりました煙突内部断熱材アスベスト調査業務を実施している中で,近文小学校と六合中学校の2校の体育館の煙突について,煙突の内側を覆っている断熱材の一部が剥落して灰出口の底に堆積していたことが確認されたところであります。

まず、「1 その後の対応の経過」であります。剥落が確認される前のことになりますが、両校は5月の中旬に冬期の暖房ボイラーの稼働を終了しており、その前日又は翌日に毎年の定期点検として灰出口を確認したところ、この時点では、断熱材の剥落は確認されませんでした。

その後,石綿の含有調査のため受託業者が断熱材の試料を採取した際, 近文小学校で剥落のおそれがあるとの連絡をいただきましたことから,環 境部,建築部とともに現地確認を行ったところ,剥落を確認いたしました。

また、中学校も心配されましたことから、中学校の含有調査を担当した 事業者に問い合わせましたところ、六合中学校が心配との回答があり、同 様に現地確認いたしましたところ剥落が確認されました。

このため、すぐに煙突灰出口、体育館機械室入口の封じ込めを行うとともに、その後、順次、庁内での緊急連絡会議の開催、アスベスト気中濃度測定調査、保護者や地域住民の方々への説明などを行い、この後、報告第1号で御説明させていただきますが、平成30年第2回定例市議会で、この2校の煙突改修のための補正予算を提案し、議決されたところであります。

次に「2 今後の対応予定」についてでございます。

(1)の改修工事の実施につきましては、両校の工事の完了時期について、次の暖房開始時期、例年10月10日頃になりますが、極力、これに間に合うようにしたいと考えております。

次に,(2)の煙突の点検の実施につきましては,現在,建築基準法に基づく定期点検の中で,建築士資格のある職員が煙突を含めた建物・設備の状態を調査しているところであります。

また,この点検とは別に,先週から環境部による市有施設全ての煙突を対象とした緊急点検も実施しており,学校施設の煙突についても,環境指導課の職員とともに,再度,点検を行っているところでございます。

(3)の今後の除去工事に関する計画につきましては、今後、できるだけ短い期間での全煙突の石綿除去に向けて、劣化の状況、建築年などを考慮し、改修の優先順位を含めた全体的な改修の計画を立てていくこととしており、財政状況なども踏まえながら改修工事を進めていきたいと考えております。

報告第1号につきましては、平成30年度旭川市一般会計補正予算について、平成30年第2回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処

理する必要がありましたことから,旭川市教育委員会事務委任規則第1条 第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので,同条第3項の 規定により報告するものでございます。

議案書の11ページを御覧ください。

学校施設大規模改修費(小学校),補正額1,600万円及び学校施設大規模改修費(中学校),補正額4,800万円でございます。近文小学校及び六合中学校の体育館の暖房用煙突について,早急に改修の必要がありますことから,小学校分では近文小学校の体育館の煙突1本,中学校分では六合中学校の体育館及び校舎の煙突の2本に加え緊急対応分1本の計3本,小・中学校で合計4本の煙突の改修工事費を措置し,順次,工事を行おうとするものであります。

以上の補正につきまして、平成30年第2回定例市議会に提案したものでございます。

教 育 長

報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」 及び報告事項(4)「旭川市立小中学校体育館の暖房ボイラー煙突の劣化 について」、御意見、御質問等はありますか。

近文小学校と六合中学校で剥落が見付かりましたので、その改修工事をするためのものです。六合中学校で剥落した煙突は1本でしたが、体育館と校舎で煙突が2本あるので、同時に改修するもので、緊急対応分は、他の小・中学校で剥落が見付かった場合、すぐに対応できるように補正したものです。

滝 山 委 員学校施設課長学校施設課長

剥落が見付かった学校は、いつ頃建てられた学校なのですか。

近文小学校が昭和54年,六合中学校が平成4年です。

その頃に作られた煙突には、全てアスベストが含まれているのですか。 アスベストが使用禁止になるまでは、アスベストを使用していたと考え られます。

近 藤 委 員 教 育 長 杉 山 委 員 他の学校でも次々と剥落が起こる可能性もあるということですか。 経年劣化が考えられますので、その可能性もあるかもしれません。

どこの学校の煙突にアスベストが使用されているのかは把握しているのですか。

学校教育部長

アスベストの含有調査を行い,その結果が出ましたので,どこの学校の 煙突に含まれているのかは把握しています。現在,今後の対策について検 討しているところです。

近 藤 委 員

調査結果が出たことにより、今後は3・4か月に1回や半年に1回など 点検頻度は増えるのですか。

学校教育部長

現在,学校施設では暖房の使用を終了する5月と7月から9月までの間の年に2回点検を実施していますが,今後は,点検頻度も含めて検討していくことになります。

教 育 長

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員 ありません。

| 数 | 育 | 長 | それで

それでは、報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正(臨時代理) について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員

育

教

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正 (臨時代理)について」は、報告のとおり了承し、報告事項(4)「旭川 市立小中学校体育館の暖房ボイラー煙突の劣化について」は、報告を受け たこととします。

次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告願います。

林上学校教育部次長

平成30年6月1日付けから平成30年7月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要があり

ましたので、教育長が臨時に代理したものです。

人事異動の内容につきましては、報告第3号別紙のとおりです。

教 報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に 育 ついて」、御意見、御質問等はありますか。

委 員 ありません。

育 それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨 教 時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

委 員 異議ありません。

> 「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の 人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

《報告事項》

育 長 それでは,報告事項に入ります。

報告事項(1)「平成30年第2回定例市議会の報告について」、報告願 います。

学校教育部長

平成30年第2回定例市議会は、平成30年6月15日から6月29日 までの通算15日間で、学校教育部の提出議案は、平成30年度旭川市-般会計予算について、インフレスライド条項やメラミン食器をPEN食器 に切り替えるものと契約の締結について, 東旭川学校給食共同調理所の工 事に係る4件及び厨房設備に関するものでした。また,先ほど報告したア スベストの関係の補正予算を追加で提出し、予算の繰越しについても報告 いたしました。

6月22日に補正予算に係る議決をいただいたところですが、同時に修 正案も出て起立採決で議決を得る結果となりました。第1回定例市議会に おいて附帯決議が付き, 4月の第1回臨時市議会においても附帯決議の動 きがあり、今回は修正案が出る形となりました。附帯決議というのは、執 行に一定の条件を付すもので、修正案は本案に対して修正をかけるもので、 いずれも議決としてはまれなことになります。提案者として、議会での同 意を得られなかった部分があるというところでは、提案の在り方を考えな ければならない部分もあると考えているところであります。皆様にはその たびに御心配をお掛けして大変申し訳なく思っております。

はじめに、6月15日の1日間で直接質疑が行われ、1人から質問がご ざいました。

日本共産党ののとや議員から、デザインビルド方式の内容は無駄なもの ではなかったかとの視点から質問がございました。

次に、6月20日から6月22日までの3日間で一般質問が行われ、8 人から質問がございました。

1人目, 自民党・市民会議の林議員から, 高等支援学校との連携に関し て、保護者の声を聞いてもらえる場を設けていただきたいということ、今 年度は高等支援学校から初めての卒業生が輩出されることから、今年の取 組内容についての質問があり、11月に経営者の方に知的障害をお持ちの 方の雇用について理解を深めていただくような講演会を開催し,日本理化 学工業の美唄工場長をお迎えしたいということを答弁しております。

また、プログラミング教育について質問があり、企業からゲストティー チャーを招いて授業を公開していきたいと答弁しております。

2人目、日本共産党のまじま議員から、生活扶助基準の引下げに伴い、 就学助成の基準を下げることがないようにという主旨から質問がございま

3人目,日本共産党の石川議員から,子どもの生活実態調査の中で就学 助成について知らないという方や、就学助成を受けることをスティグマに 感じている人がいるのではないかという主旨の質問があり、教育委員会と

- 6 -

各

各 教 育

しては一定の周知をしておりますし,学校がプラットホームの役割を果た すという意味合いで対応していきたいと答弁しております。

4人目、日本共産党ののとや議員から、教員の配置と働き方改革に関わり、4月に担任がいないという報道があったことを踏まえ、教員配置の課題について、働き方改革に関して、最終的にどのように進めていくのかについて質問があり、働き方の実態調査について進めていくとともに、働き方改革推進プランを策定していく旨を答弁しております。

5人目,無所属の金谷議員と6人目,公明党の髙花議員から,近文小学校のアスベストに関して,再点検をこれからするべきだ,今までの点検が甘かったのではないか,早期に改修すべきだという質問がございました。

7人目,自民党・市民会議の上村議員から,通学かばんの重さに関して, 教科書の学校保管の可否と判断主体,教育委員会としてどのように考えているのかについて質問があり,各学校で重くならないように順番に持ってくるなど工夫していますが,今後も校長会等と連携しながら軽減できる方法について協議していきたいと答弁しております。

8人目,自民党・市民会議の福居議員から,西御料地小学校のグラウンドの問題について質問があり,以前から問題になっているところではあり,現在は一定の落ち着きを見せていますが,使用する少年団の動きがこれからあることから,その中で困難な場面が生じた場合には教育委員会として手助けしていきたいと答弁しております。

次に、6月25日の1日間で大綱質疑が行われ、<math>3人から質問がございました。

1人目,無所属の金谷議員から、PEN食器に関して、今回メラミン食器をPEN食器に切り替えるための補正予算を提出しているが、それに向けての内容と切替えの際に保護者の意向も踏まえるべきという主旨の質問があり、PEN食器を導入する場合も一方的に入れるのではなく、状況を踏まえながら柔軟に対応していきたい旨を答弁しております。

2人目,無所属のあずま議員から,アスベストに関して,緊急対応分の措置の状況や考え方,これから学校の点検のスピードを上げていくのかについて質問がございました。

3人目,日本共産党ののとや議員から,アスベストに関して,全市的なアスベスト対策をどう考えていくのか,点検が甘かったのではないかという質問がございました。

また、PEN食器に関して、市長の考え方で進められているのではないか、混乱した議会対応が今後されていくのではないかという主旨の質問がございました。

次に、6月26日から6月27日までの2日間で予算を含めた議案に関する補正予算等審査特別委員会が行われ、4人から質問がございました。

1人目,公明党のもんま委員から,アスベストに関して,保護者の不安 感を踏まえ,早期に解決すべきだという主旨の質問がございました。

2人目,日本共産党の小松委員と3人目,虹と緑の山城委員から,PEN食器に関して,メラミン食器から切り替えることは理解したが,今回提出した東旭川学校給食共同調理所の契約は磁器食器の仕様になっており,その不整合をどう考えるのかについての質問があり,教育委員会としては,第1回定例市議会でPEN食器の導入に附帯決議が付いたことから,メラミン食器からの切替えの補正予算を組みましたが,その議決を得る前に議案としてPEN食器の仕様のものを出すわけにはいかないことから,磁器食器の仕様での発注をかけたことを答弁しております。磁器食器の仕様については,秋までには食器の種類変更が可能であると聞いていることから,このように提案したところです。

4人目,無所属の金谷委員から,アスベストに関して,平成29年度に もアスベストの含有調査をしており,その結果,学校名を明らかにしたと ころですが、今回剥落した学校と同じくらいの年度に完成した学校がある ので、早急に措置をすること、また、劣化判定も順にやっていくこととい う質問がございました。

また、工事費が概算で幾らくらいになるのかという質問があり、13億 円程度になる旨を答弁しております。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係部分を御報告いたします。

一般質問において、5人から質問がございました。

1人目,自民党・市民会議の安田議員から,新庁舎との関係の中での,市民文化会館の整備の方向性について質問があり,現時点では整備の方向性を明示できる状態には至っておらず,今後,方向性の議論を進める上で必要な検討材料を精査し,他都市の事例把握や庁内の関係部局との協議・情報共有を進めるなどして,整備の在り方についての取組を進めていくことを答弁しております。

2人目,日本共産党の石川議員から,公共施設等総合管理計画について, 地域集会施設に関わり,公民館の設置目的及び利用率について質疑があり ました。

3人目, 虹と緑の久保議員から, 市有施設間での備品の貸出しを行えるようにすべきではないかとの質問があり, 市民文化会館などの文化施設の備付物件については, 他の施設での使用を想定しておらず, 移送による汚損・破損や機能劣化もより懸念されるため, これらのものを必要とする催事を行う場合には, 備付けの施設を御利用いただくことが適当ではありますが, 施設・ホールとしての目的にかない, その意義や効果を高めるとともに, 物件の破損や移転等に要する費用の主催者負担, 他の催事や施設運営に影響がないかなどを総合的に判断する中で, 備付物件を他のホール等で使用することは可能と考えており, こうした要望がある場合には, あらかじめ早い段階で御相談いただき, 対応を協議していくことなどについて答弁しております。

4人目,公明党の髙花議員から,18歳成人施行について,今後の成人式の行い方等や今後の成人式の在り方を含めたアンケートの実施について質問があり,成人年齢引下げに伴う今後の成人式の在り方については,現時点で決まっていませんが,国が2019年度末までに実施形態のモデルケースを各自治体などに提示する方向と聞いていることから,国の動向や,他都市の状況,様々な意見も参考にしながら,より多くの新成人が参加しやすい時期などを踏まえ,慎重に検討を進めていくこと,成人式の記念品やより思い出に残る成人式の開催手法について,限られた予算の中で,どのようなことができるのか,検討を進めていること,成人式の在り方を含めたアンケートについては,成人式の参加者や保護者へのアンケート実施に向け,アンケートの対象や手法について,検討していくことなどについて答弁しております。

次に、緑豊かな本市の景観に関わることについて、大雪クリスタルホール敷地内における桜の植樹を増やすことや神楽市民交流センター敷地内の桜の植替え等について質問があり、大雪クリスタルホールの敷地は、タイルを敷設した前庭広場が広く取られており、植栽の場所が少ないなど、昭和通に面した場所への桜の植樹は、現時点では速やかな対応が難しいが、今後どのような対応ができるか検討していくこと、神楽市民交流センター敷地内の桜の植栽には課題があると考えており、すぐに植え替えることは難しいことなどについて答弁しております。

5人目,自民党・市民会議の上村議員から,彫刻美術館ステーションギャラリーの活用について,ステーションギャラリーの利用状況と課題認識,織田コレクション展示予定と今後の活用予定及び旭川家具カフェ兼ショールームの設置について質問があり,ステーションギャラリーの利用状況と課題認識について,入館者は減少している状況にあり,その原因として,

PR不足だけでなく, 集客力のある魅力的な企画展やワークショップなど を開催できなかったこともあることから、その利活用について一層の創意 工夫に努めていくこと,織田コレクション展示予定と今後の活用予定につ いては、ステーションギャラリーにおいて、彫刻作品に加え、新たに織田 コレクションの展示も行っていくことで,「彫刻のまち」であり「家具の まち」である旭川の魅力について発信していく場として活用していくこと、 また、今後の継続展示については、彫刻美術館の分館としての機能を保ち ながら,来年度以降の内容等について,関係団体等と協議していくこと, ステーションギャラリーへの旭川家具カフェ兼ショールームの設置につい ては、カフェスペースを設けたり、ショールーム的な機能を盛り込むとな ると、現状のままでは交付金の制約などの課題があり、早急には対応でき ないものと認識しており、現時点では美術館分館としての位置付けを維持 し、機能を保ちながら運用し、今回の織田コレクションの展示により、来 館者増はもとより、どのような効果があるのかなど状況を見極め、引き続 きステーションギャラリーの利活用策について検討していくことなどにつ いて答弁しております。

教 育 長

多くの議員から幅広い質疑があったところですが、議案も提出しておりましたアスベストやPEN食器の関係が中心でした。

報告事項(1)「平成30年第2回定例市議会の報告について」,御意見,御質問等はありますか。

各委員教育長

ありません。

それでは、報告事項(1)「平成30年第2回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・ 評価の進捗状況について」、報告願います。

林上学校教育部次長

本件につきましては、平成30年4月の定例教育委員会会議で御決定いただきました点検・評価の実施方針に基づき、教育委員会の各課で行いました点検・評価の結果を取りまとめております。

「学校教育基本計画」につきましては、四つの「成果目標」について、「社会教育基本計画」につきましては、五つの「成果目標」について、成果指標の達成状況により評価するとともに、評価指標や各施策事業の実施状況などを踏まえ、成果や課題を把握しております。なお、いずれの基本計画につきましても、今後の課題と改善に向けた方向性を明らかにしております。

また、点検・評価を行うに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、今年度も二人の学識経験者に意見提出を依頼しております。

学校教育につきましては、北海道教育大学旭川校の杉江光教授に、社会教育につきましては、旭川大学短期大学部の熊田広樹准教授に、当報告書(案)についての御意見をいただくことになっております。この後、お二人から御意見をいただき、報告書(案)を作成しまして、8月の定例教育委員会会議において付議し、御審議いただきたいと考えております。

また,8月の定例教育委員会会議にて御決定をいただいた後には,9月 に開会されます第3回定例市議会への提出を予定しております。

教 育 長

報告事項(2)「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の 進捗状況について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

教 育 長

ありません。 それでは、報告事項(2)「平成30年度教育委員会の事務に関する点 検・評価の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。

水野教育政策課主幹

最初に、旭川市学校教育基本計画の策定に当たり開催する懇話会についてでございますが、懇話会の参加者は、資料1のとおり、公募3人、関係機関等から推薦いただいた方9人、合わせて12人の方々で構成しております。

第1回目の懇話会を7月5日に開催し、基本計画の策定概要等について 事務局から説明したところです。この後、12月頃までに基本計画案等に 関わる意見交換を4回ほど行いたいと考えているところです。

次に、資料2を御覧ください。旭川市学校教育基本計画の策定に係る市民アンケートにつきましては、これまでの教育委員会会議での御意見を踏まえ、まず、表紙には、「社会に開かれた教育課程」の実現など、新学習指導要領を踏まえるとともに、市民の旭川市の児童生徒の教育に関する考えを反映する基礎資料とする旨を記載しました。

また、選択肢が番号順に重要であるという誤解を避けるため、各選択肢の番号を全て四角にし、問3では、未就学児と高校生以上のお子さんをお持ちの方の御意見も計画策定の参考にしたいと考え、小・中学生から20歳未満のお子さんに対象を広げ、問4では、選択肢を新学習指導要領から引用しており、全て重要であることから、特に旭川市の児童生徒に大事だと思うものを三つ以内で選択する形に、問5では、問4でも聞いている選択肢を削除し、ほかに重点的に推進すべきものを三つ以内で選択する形に、問6では、重点的に推進すべきと考えるもの全てを選ぶように修正いたしました。

なお、アンケートは回答期限を7月31日(火)までとし、7月13日(金)に3千通を発送いたしました。本日のお昼時点で、425通の回答を返送いただいております。今後、集計いたしまして、教育委員会会議で結果を御報告したいと考えております。

最後に、今後の進め方についてでございますが、現在、部内で基本計画 の素案作成作業を進めており、素案が出来上がりましたら、教育委員会会 議で内容をお示しし、御意見をいただきたいと考えております。

教 育 長

報告事項(3)「旭川市学校教育基本計画の策定について」,御意見,御 質問等はありますか。

アンケート調査の内容については、十分でない部分もあるかもしれませんが、皆さんの御意見をできるだけ反映させていただき、送付しました。 400通以上届いているということで、反応は良いと思います。

本 田 委 貞

教育用語というのは、やはり、市民にとっては非常に難解で、用語の解説が必要であったり、難しい言葉が並ばざるを得ないのだなということを感じました。今後、こういうアンケートや調査をする時には、鑑文も含めてなるべく平易な言葉で表現することが、理解を深めることになるのではないかと思います。中身が分からない教育用語があることによって大事なことが省かれてしまっては困りますので、大いに検討する必要があると思いました。

近藤委員

とても見やすくなりましたよね。括弧書きで解説が付いているものもあるので、良いのではないかと思います。

教 育 長

これから素案を作っていき、今後9年間の方向性を定める学校教育基本 計画になりますので、教育委員の皆さんにもいろいろな御意見をいただき たいと思います。

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(3)「旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(5)「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会について」、報告願います。

社会教育課長

上川町を事務局とします本市を含む2市10町で申請しておりました日

本遺産につきましては、5月24日に認定を受けたところでございます。

日本遺産の認定を受けまして、6月21日に上川町におきまして、事業を実施してまいります大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会を設立しましたので、御報告申し上げます。

この推進協議会は、大雪山圏域及び上川アイヌの歴史文化を整備・活用し、国内外に発信するとともに、日本遺産魅力発信推進事業を計画的かつ効率的に実施することにより、地域活性化を図ることを目的としております。推進協議会の構成としましては、これまでの2市10町に加えまして、広域的な観光客の受入体制の整備の拡充や観光プロモーションを展開し、他地域からの誘客を図るためのノウハウを持っている各地域の観光協会やDMOにも入っていただいております。

また、認定ストーリーの根幹でもあります「上川アイヌ」と関係の深い 旭川アイヌ協議会をはじめとしますアイヌ関係団体、そして、多角的視点 から日本遺産のブランド的価値を高め地域活性化につなげていくには、様 々な分野での連携が必要であるため、林野庁北海道森林管理局や北海道開 発局などの関係省庁等にもオブザーバーとして入っていただいております。

平成30年度は、日本遺産に対する理解を深めてもらうことを目的としたシンポジウムの開催や、自分たちが住む地域に対する誇りと郷土愛を育み、この地域を訪れる観光客に自信を持って接遇できる機運を高めるため、日本遺産ストーリーを学べる小中学生向けの副読本の作成などによる普及啓発事業、日本遺産ストーリーや構成文化財を解説・説明できるマニュアル作成とともに、それを活用した講座などの開催による人材育成のほか、日本遺産モデルコースを設定し、周遊滞在型の観光振興を進める事業などを行う予定でございます。

教 育 長

報告事項(5)「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会について」,御 意見,御質問等はありますか。

具体的には看板を作るのでしたか。

社会教育部長教 育 長

まずは看板等を作ってから、事業を進めていきたいと思います。

旭川市長が副会長,もともと進めていた上川町長が会長となっています。 ジオパークはユネスコなのですが,日本遺産は文化庁主導です。文化庁の 関連では,函館市が北海道と東北の縄文文化で世界遺産の候補に挙がった というニュースがありました。

社会教育部長

候補に挙がった段階なので、国内でもまだセレクションがあると聞いて います。

教 育 長 滝 山 委 員

省庁としては同じ所でやっています。

たくさんの団体などが構成に記載されていますが、今後グループ分けされていくのですか。これでは多過ぎて何をやるのか分かりません。

教 育 長 社会教育部長

構成のうちオブザーバーは意見をもらうだけですよね。

はい。自治体がDMOと一緒になって事業などを進めていくことが基本となり、オブザーバーの方たちには、実際に看板を設置していく際の許可を得たり、アイヌ協議会やアイヌ協会の方にはお客さんが来た際のフィールドになることを御承知いただくというような形になります。

教 育 長各 委 員

他に御意見、御質問等はありますか。

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項 (5)「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(7)「旭川彫刻フェスタ2018に係る野外彫刻の公開制作について」、報告願います。

社会教育部次長

旭川彫刻フェスタ事業は、市内の美術関係者と北海道新聞社、本市の各部局が実行委員会を組織して平成12年から実施しております。

主要事業として,隔年で野外彫刻の公開制作を行っておりますが,本年はその公開制作の年に当たるため,7月下旬からの約1か月にわたり北彩

都地区を会場に公開制作を実施し、完成した作品は彫刻美術館前の春光園 に設置する予定で準備が進められております。詳細につきましては、本日 開催予定の実行委員会で決定されます。

なお、平成28年度は7月31日から8月28日までの29日間で、会場は忠別橋公園で公開制作を行いました。

教 育 長

報告事項 (7)「旭川彫刻フェスタ2018に係る野外彫刻の公開制作について」、御意見、御質問等はありますか。

杉山委

彫刻フェスタは今年の予算の段階で見直しの指示を受けたという話でしたが、実際にはそのままの額ということになりますか。

社会教育部長

今年度は2年前と同じ額で負担金を積んでおります。また来年に向けて は厳しい部分もありますが、今年度については同じ額になります。

教 育 長

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(7)「旭川彫刻フェスタ2018に係る野外彫刻の公開制作について」は、報告を受けたこととします。

《その他》

教 育 長 各 委 員 他に,何かありますか。

ありません。

事務局職員

《秘密会》

ありません。

教 育 長

ここからは, 秘密会といたします。

【議案第1号,議案第2号,報告第2号,報告第4号及び報告事項(6)については,非公開】

教 育 長

暫時休憩いたします。

(社会教育部事務局員退室,学務課及び教育指導課事務局員入室)

教 育 長

再開いたします。

先ほど、議事運営の都合上、議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」及び議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」を最後に取り扱うことといたしましたが、議案の順番を入れ替え、議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」から取り扱いたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

それでは、議案第3号及び議案第4号の順番を入れ替え、議案第4号から取り扱うこととします。

議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の 採択について」,説明願います。

岩崎学校教育部次長

教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により4年おきとされ、昨年度採択した小学校用「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科用図書につきましては、平成30年度が採択の年となります。

今回の採択に当たりましては,(1)前回の平成26年度採択以降に, 新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がないこと,(2)北海道教育委員会の定めた採択基準において,「選定にあたっては,採択権者の判 断と責任により、4年間の実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能である」とされていること、(3)現在使用中の教科用図書は、平成26年度の採択時に他の教科用図書と十分比較検討されていること、以上3点の理由から、旭川市教科書調査委員会の設置は省略し、現在使用している教科用図書を、平成31年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書として採択することについて、御審議いただきます。

また、小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、平成29年度に採択を行ったところであり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、現在使用している教科用図書を採択することについて、御審議いただきます。

次に,「特別の教科 道徳」以外の中学校用教科用図書についてでございます。

こちらにつきましては、平成27年度に採択を行ったところであり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、現在使用している教科用図書を採択することについて、御審議いただきます。

教 育 長

議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の 採択について」、御意見、御質問等はありますか。

昨年度採択した道徳の教科書はそのままですが、平成26年度に採択した、小学校で使用する道徳以外の教科書について、平成31年度もそのまま使用することで良いかの採択をするということです。

杉 山 委 員

小学校の教科書は4年間ではなく,5年間使うことになるのではないですか。

教 育 長

本来であれば4年に1回採択するのですが、平成32年度に学習指導要領が変わり新しい教科書になることから、今回、来年度の1年間に使用する教科書を採択し、来年度採択した教科書を平成32年度から使用することになります。

滝 山 委 員

本来は4年に1回の採択ですが、今年度は新しく検討すべき教科書がないということですよね。

教 育 長

そういうことになります。

他に御意見、御質問等はありますか。

_ _

ありません。

 各
 委
 員

 教
 育
 長

それでは、議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教 科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませ んか。

各 委 員教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第4号「平成31年度に使用する旭川市立 小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」、説明願います。

岩崎学校教育部次長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び義務教育 諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、旭 川市立中学校で平成31年度から使用する「特別の教科 道徳」の教科用 図書を採択するもので、文部科学省が発行する教科書目録に掲載されたも ののうち、旭川市へ採択用として教科書発行者から送付された教科書見本 本から採択することとなります。

教科用図書の使用期間は通常4年間ですが、今回採択する「特別の教科 道徳」の教科用図書については、平成33年度から新しい中学校学習指 導要領が実施される予定であることから、平成31年度及び平成32年度 の2年間となります。

今回の採択の対象となる教科用図書数は、議案の別紙にありますとおり、

8発行者、30冊となっております。

別紙の教科用図書一覧の表記方法について御説明いたします。教科書目 録の掲載要領に従いまして、発行者は「番号と略称」で、また、教科用図 書は教科を表す「記号と番号」で表記しております。

番号3桁の数字のうち、百の桁は学年を意味し、下2桁は教科用図書の 固有の番号を示しています。

例えば、上から5段目、日本文教出版の道徳の「725」及び「726」 は、中学校1年生用の教科書が2冊あることを示しております。

採択に当たっての資料となります、教科用図書の発行者から送付された 「教科書見本本」、旭川市教科書調査委員会から受けた「答申」、北海道教 育委員会が作成した「採択基準」及び「採択参考資料」, 教科書発行者が 作成した「教科書編修趣意書」,教科書展示会来場者から寄せられた意見, 教科書採択に係る要望につきましては,事前にお配りしております。

なお, 教科書展示会の開催結果についてですが, 中央図書館のほか, 永 山図書館と神楽図書館では移動展示として実施しました。

中央図書館では6月15日から7月4日まで、永山図書館では6月15 日から6月22日まで、神楽図書館では6月23日から7月4日まで、休 館日を除く実質16日間開催し、名簿に記載のあった来場者数は合計71 名、期間中に来場者から寄せられた意見については、事前にお配りした資 料のとおりとなっております。

本日は、この後、お配りした資料のうち、旭川市教科書調査委員会によ る調査研究の結果である「答申書」の内容等について同調査委員会委員長 から報告させていただき、質疑応答を経た後、教育委員会において御審議 いただきます。教科用図書の採択につきましては、8月31日までに採択 していただくようお願いいたします。

教 育 長

議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」、御意見、御質問等はありますか。 杉山委 員 教科書展示会に寄せられた意見を書いた人が71名ですか。 来場者名簿に記載した来場者が71名です。

書かれた意見は何枚ありましたか。

40枚です。

岩崎学校教育部次長 育 長 岩崎学校教育部次長 教 育 長

ただいま来場者から寄せられた意見について御質問がありましたが、こ のほか、事前にお配りしているとおり要望書や要請書なども寄せられてい ます。その内容についてこの場で協議すると、一つの心証を形成すること にもなりかねませんし、既に意見や要望はお読みになっていると思います ので、それらが寄せられていることを各委員がそれぞれ受け止めてこれか らの教科書採択に臨むこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 各 異議ありません。

他に御意見、御質問等はありますか。

員 ありません。

教 育 長 各 委 教 育

それでは、教科書採択に当たりまして、採択方針に基づくことが重要で すので、改めて採択方針について確認し、採択作業に入りたいと思います。 既に教育委員会会議の中で検討されてきたことですが、旭川市の採択方針 は大きく3点ございます。

1点目が日本国憲法及び教育基本法の精神を遵守する, 2点目が学習指 導要領の趣旨を踏まえる、3点目が本市を中心とする地域性や生徒の実態、 生活経験及び興味・関心などに配慮する,この3点です。

この採択方針を踏まえて教科用図書の採択をしていくことになります。

ここで、皆さんにお諮りいたしますが、旭川市教科書調査委員会の委員 長及び補佐する者の出席を求め、答申の説明を受けたいと思います。次に、 委員の皆さんから自由に質疑を行っていただき、この質疑を通じて、必要 な意見などを求める形で審議を進めたいと思います。

- 14 -

本日の審議は、答申の説明を受け、質疑をすることにとどめたいと思い ますが、御異議ありませんか。 山 委 採択方針の中に、日本国憲法及び教育基本法の精神の遵守と学習指導要 員 領の趣旨を踏まえるとありますが、検定を経た教科書ですから、この2点 はパスしていると考えて良いのですか。 教 育 文部科学省としてはパスしているということでいいのではないでしょう 長 それでは、三つの採択方針のうち一つ目と二つ目はパスしていて、あと 杉 山 委 員 は地域にあった教科書かどうかを考えるということですね。 そうですね。検定にパスしているということを考えると、それが主にな 教 育 るとは思います。ですが、検定にパスしている中でも、より慎重に我々の 目でもう一度見ていく必要があると思います。 学習指導要領の中身を見ると、各学校の児童生徒の実態、学校の状況、 本 田委 そして地域という順になっています。たかが言葉の順序かもしれませんが, 子どもにとってどうなのかという視点が必要で、その点に注意しなくては いけないと思います。地域性ももちろん大事だとは思いますが、各学校が 各児童生徒を指導するに当たって、どの教科書がトータルとして良いかと いう判断になるのではないかと思います。基本的には学習指導要領に準拠 していることが何よりだと思いますので、学習指導要領の指導書なども参 考にしながら決定をしたいと思っています。 教 育 ひとまず、本日は旭川市教科書調査委員会の委員長及び補佐する者の出 長 席を求め、答申の説明を受け、次に、委員の皆さんから自由に質疑を行っ ていただき、この質疑を通じて必要な意見などを求めることでとどめると いう流れの部分については御異議ありませんか。 教育長が言われたとおり,本日答申書をいただいて,本日読んだからと 本 田 委 員 いって、全てが理解できるわけではありませんし、これが良い悪いという ところまでいかないと思います。前回は4者に絞ってという話でしたが, 今年の場合は8者そのまま残していただいて、どこかの機会で絞るなりあ るいは話し合うなりの機会を設けていただけると有り難いと思います。 教 育 これから説明を受け、質疑をするのですが、今回の場合は先ほど言った 長 ように本市の生徒の実態などを踏まえた答申書になっているものですから, それをしっかり分析する一定の時間があった方がいいのではないかと認識 しております。 杉 山 委 答申の内容によって変わることはない気がしますが、文書で書いてもら 員 った意見をきちんと読んで丁寧な形で進めるということを,父兄の方も望 んでいるでしょうから、教育委員会会議を1回多く開催するということは 良いのではないでしょうか。 心構えとしてはそちらの方が落ち着きます。 本 田 委 教 長 その代わり少し時間が掛かってしまうかもしれません。その辺りは後ほ 育 どまた相談させていただきますけれども、小学校の時は2回審議しました けれども、場合によっては3回ということもあるかもしれません。 杉 山 委 3回は審議しなければいけないでしょう。 員 近 藤 委 員 本日報告を受けて次で決めるというのは少し厳しいですよね。 教 育 長 そうですね。 山 委 本日報告を受けて、次回で数を絞り、その次で決定というのがいいでし 滝 ようか。 本 田委 **煩雑さや忙しさはあるかもしれませんが、1回多く審議させていただけ** れば、より良い答えが出ると思います。 教 育 絞り方についてはまた後ほど相談しますが、基本としては本日は質疑を 長 することにとどめたいと思いますが、いかがですか。 各 委 異議ありません。 教 長 「異議なし。」と認め,本日の審議においては,まず,旭川市教科書調

|査委員会の委員長及び補佐する者の出席を求め, 答申の説明を受け, 次に, 委員の皆さんから自由に質疑を行っていただき、この質疑を通じて必要な 意見などを求めることにとどめることにします。

暫時休憩いたします。

(調査委員会委員長及び委員入室)

教 育 長

再開いたします。

本日は、御多用のところ、本教育委員会会議に御出席をいただき、誠に ありがとうございます。

「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の 教科用図書の採択」に当たり、旭川市教科書調査委員会の委員長、委員の お立場から、当該委員会における調査研究結果について、御説明をお願い いたします。

まず、教科書調査委員会における役職と氏名を述べた後、20分程度で 御説明をいただき,その後,教育委員からの質疑に対してお答えをいただ きたいと存じます。

私たちは質疑を通して審議を行っていきたいと思っておりますので、御 了承いただきたいと思います。

なお、調査研究結果についての御説明や、質疑に対するお答えの際は着 席のままで結構です。

それでは、よろしくお願いいたします。

林 委 員 長

教科書調査委員会の委員長を務めさせていただきました、緑が丘中学校 に勤務いたします、林と申します。よろしくお願いいたします。

秋 元 委 員

同じく調査委員会に3号委員として参加させていただきました、秋元で ございます。よろしくお願いいたします。

林

平成31年度から中学校で使用される「特別の教科 道徳」の教科用図 書の採択に関わり、必要な事項を調査した結果について報告いたします。 本日の報告につきましては、調査委員長である私、林が行います。よろし くお願いいたします。

本調査委員会は, 旭川市教科書調査委員会条例に基づき設置され, 中学 校の校長及び教員である1号委員4名,学識経験を有する者である2号委 員3名,教育委員会事務局の職員である3号委員1名の合計8名で構成さ れております。

本日までの経過といたしましては、平成30年6月14日(木)の第1 回目の調査委員会において、教育長から諮問を受け、7月18日(水)ま でに全5回の調査委員会を開催し、第5回目の調査委員会において答申い たしました。

今回、調査の対象とした発行者及び数は、東京書籍、学校図書、教育出 版、光村図書出版、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日 本教科書の8発行者, 30冊です。

調査研究内容は、諮問時に示されました別紙様式1及び別紙様式2に示 されております「取扱内容」,「内容の構成・排列,分量等」,「使用上の配 慮等」、「指導上の配慮等」、「その他」の五つの観点です。

この五つの観点について、旭川市教育委員会から示されました「教科用 図書の採択方針」を踏まえ,各委員が学習指導要領や教科用図書見本本, 編修趣意書を読み、各者の特色を報告書にまとめるとともに、調査委員会 において、各委員が作成した報告書に基づき、各者の特色について協議し、 別紙様式1及び2に整理しております。別紙様式1については、五つの観 点について1者ごとに特色を記載しております。別紙様式2については, 別紙様式1に記載した内容を五つの観点ごとに、8者並べて示しておりま す。

委 員 長

それでは、別紙様式1及び別紙様式2に基づき、観点ごとに説明いたします。

まず最初に,取扱内容について説明いたします。

本調査委員会では、学習指導要領を踏まえるとともに、旭川市教育委員会が作成した旭川市立小・中学校教育課程編成の指針及び指導資料に示されている全国学力・学習状況調査等から見える本市生徒の実態を踏まえて調査を行うことが大切であると考えました。そこで、「向上心、個性の伸長」、「家族愛、家庭生活の充実」、「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」の3項目を重点的に調査する内容項目といたしました。

また、学習指導要領に示されている指導内容の重点化の例示などを考慮して、「自主、自律、自由と責任」、「思いやり、感謝」、「相互理解、寛容」、「生命の尊さ」、「自然愛護」の5項目についても重点的に調査する内容項目とし、合計八つの内容項目を扱っている教材を調査しております。

別紙様式2の1ページを御覧ください。

「自主、自律、自由と責任」については、各者ともに、生徒が日常生活の中で経験し得ると考えられるような場面を扱った教材を掲載しており、生徒が、自分であればどのように行動するかについて考えたり、考えたことを話し合ったりすることを通して、自己の言動に責任を持つために大切なことは何かを考えることができるような内容になっています。

2ページを御覧ください。

「向上心,個性の伸長」については、著名人の考え方を取り上げた文章や、主人公が自分のよさについて考える物語など、掲載している教材の違いはありますが、各者とも生徒が自己を見つめ、自分の個性はどんなところにあるのか考え、よさを伸ばしていくことについて考えることができるような内容になっています。

3ページを御覧ください。

「思いやり、感謝」については、主人公が周囲の人々の思いやりの心に触れた物語や、著者が日常生活の中で体験したエピソードなど、掲載している教材の違いはありますが、各者とも生徒が思いやりと感謝の心について思いを深めたり、相手の心に寄り添うためには、どのようなことを心掛けるべきか考えたりすることができるような内容になっています。

4ページを御覧ください。

「相互理解, 寛容」については, 各者とも, 立場や考え方の違いにより 問題が発生した物語や相手の立場を理解することにより見方が変わったこ とを描いた物語, 著名人の生き方について書かれた文章などの教材を通し て, 人によって様々な考え方があることや, お互いの考えを理解すること の大切さについて考えることができるような内容になっています。

5ページを御覧ください。

「家族愛、家庭生活の充実」については、父母や祖父母との関わりなど、取り上げている対象に違いはありますが、各者とも、家族への感謝や敬愛の心を深める主人公を描いた物語や実話を教材として、家族の一員としてどのように関わっていくことが望ましいのかについて、生徒が自分自身を見つめ考えることができるような内容になっています。

6ページを御覧ください。

「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」については、各者とも、郷土の発展や郷土の伝統の継承に力を尽くした先人や、東日本大震災からの復興に立ち上がった若者などを扱った教材を掲載しており、生徒が郷土を思う心を持つことの大切さについて考えるとともに、自分が住む地域に目を向け、地域社会の一員として、どのように関わっていくかを考えることができるような内容になっています。

7ページを御覧ください。

「生命の尊さ」については,各者ともに,様々な視点,様々な立場から

「生」と「死」や、「生きること」について見つめ直す教材や、臓器移植など葛藤を生む教材を扱っており、これらの教材を通して、生命について考えを深めるとともに、自他の生命を尊重していこうという思いを深められるような内容になっています。

8ページを御覧ください。

「自然愛護」については、各者ともに、自然との共生や、地球温暖化など環境保護の視点から問題提起をするような教材を掲載しており、生徒が自然愛護について思いを深め、自分には何ができるかを考えることができるような内容になっています。

次に、内容の構成・排列、分量等について説明いたします。

9ページを御覧ください。

多様な考え方を生かす言語活動については、各者ともに、話合い活動の ための手引や、自分の考えを書き込むページなどを設けるなど、書いたり、 話し合ったりすることを通して、自分の考えを深め、判断し、表現する力 を育むことができるように工夫されています。

問題解決的な学習については、各者ともに、問題解決的な学習を行うことを意図した教材を掲載しています。また、問題解決的な学習の進め方についての具体例を示すページを設けるなど、教師も生徒も問題解決的な学習に見通しをもって取り組むことができるように工夫されています。

体験的な学習については、各者ともに、役割演技を授業で行うことを意図した教材を掲載しており、体験的な学習を通して道徳的価値に対する理解を深めることができるように工夫されています。

情報モラルに関する指導については、各者ともに、スマートフォンやSNSなどを題材とした教材を掲載しており、これらの教材を通して「自主、自律、自由と責任」や「相互理解、寛容」などの内容項目について話し合ったり、考えを深めたりできるよう工夫されています。

10ページを御覧ください。

分量については、各者で扱っている教材の数は40から54と幅がありますが、中学校で学習する22の内容項目を全て扱っています。別冊の道徳ノートを採用している日本文教出版と廣済堂あかつきの2者は、別冊を含めたページとなっています。

次に、使用上の配慮等について説明します。 10ページ下段を御覧ください。

生徒が主体的に道徳性を育む指導については、巻頭に道徳科の学び方を示したページを設けたりすることにより、生徒が主体的に学習に取り組み、道徳性を育むことができるようになっています。

11ページを御覧ください。見通しや振り返りについて説明します。

見通しについては、教材名の横に主題名を明示して1単位時間の学習の 見通しを持てるようにしたり、目次とは別にテーマごとにまとめた教材一 覧のページを設けるなどして年間の学習を見通せるようにしています。

また、振り返りについては、教材ごと、学期ごと、1年間を通した項目 ごとなど、振り返りの時期や振り返りの仕方の違いはありますが、各者と も、生徒が自分の成長を振り返るページを設定しています。

次に、指導上の配慮等について説明します。 1 1 ページ下段を御覧ください。

家庭や地域との連携を深めるための工夫については,各者とも,家族や 地域社会との関わりを描いた教材を掲載しています。

また、夏休みの過ごし方について示し、家庭での話合いにつながるページや、地域の伝統文化を紹介するページを設定するなど、生徒が家庭や地域社会との関わりについて考えを深められるようになっています。

北海道や本市を扱った教材については、各者とも、北海道の市町村や北海道にゆかりのある人物を扱った教材を複数扱っています。また、本市を

扱っているのは、旭川大学大学院を取り上げた教材を掲載している光村図 書出版の1者1教材です。

12ページを御覧ください。

いじめの問題については、複数の内容項目を組み合わせたユニットを設定し、いじめの問題について多面的・多角的に学習するようにしたり、読み物だけではなく、イラストや漫画など多様な教材を通して考えさせたりするなど、扱い方には特色が見られますが、各者ともに、いじめの問題を重点として捉えており、生徒に深く考えさせたり、話し合わさせたりすることができるようになっています。

次に, その他について説明します。

8者中6者が1冊で構成されており、2者が本冊と別冊の2冊で構成されております。

判型につきましては、B5判が教育出版、光村図書出版、日本文教出版、日本教科書の4者、AB判が東京書籍、学校図書、廣済堂あかつきの3者、A4判が学研教育みらいの1者となっています。

各者ともに、これまで多く実践されてきた教材が掲載されておりますし、 全ての生徒が学習しやすいよう、カラーユニバーサルデザイン等を採用す るなど、学びやすい教科書にしようという各者の工夫が見られます。

以上で報告を終わります。

教 育 長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

諮問の際の採択方針において、「本市を中心とする地域性並びに生徒の 実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」こととしていましたが、 本市の生徒の状況等についてどのように把握したのですか。

林 委 員 長

教育指導課において作成された「道徳の時間 指導資料」及び「旭川市 立小・中学校教育課程編成の指針 特別の教科 道徳編」に記載されてい る全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果による「生徒に関わ る状況」から、本市生徒の状況等を把握いたしました。

教 育 長

それに関連し、本市の生徒の状況等の特徴を把握した結果、どのような 特徴が見受けられましたか。

林 委 員 長

多くの設問があった中で、他の設問と比べ肯定的に答えた生徒の割合が低かった項目として、「自分にはよいところがあると思うか」、「家の人と学校の出来事について話をするか」、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるか」などが挙げられます。こういったことから調査を行いました。

教 育 長 林 委 員 長 杉 山 委 員 把握した結果から項目を選び、調査研究を行ったということですね。 はい。

今の林委員長の報告を聞いていると、幾つものポイントについてそれぞれ網羅されているかどうかということを検証されているのですが、全て肯定的な内容で、さすがに各者とも検定を通っていますし、学習指導要領に沿った形で教科書ができているのだと感じました。内容的にも大差ないという話でしたが、我々はその中からどこか1者を選ばないといけません。そこで質問なのですが、私が読んでい思ったのは、子どもたちが載っておいくことができるかどうか、つまり、各教材の最後に発問が載って非常に答えづらいものもありましたので、適度な感覚で発問して、そして子どもたちに考えさせる教科書がやはり望まれます。先生の資質やレベルによってきちんと子どもたちを導いていける道徳の授業になるのではなく、先生の資質やレベルをカバーできる教科書でなければいけないと思うのが、その点についての話は出てきましたか。

林 委 員 長

先ほど説明させていただいたように、問題解決的な学習や体験的に扱っていくことを意図した教材、深く読み込んでいくことで生徒の心に響かせる教材など、それぞれの教材のねらいに応じて発問は変わっていきますし、

それぞれの教材のねらいに応じた発問の例が各者とも示されておりますので, どの者の発問例が優れている, 優れていないというのはなかなか難しいです。

杉 山 委 員

私が読んだ中では、少し抽象的過ぎると感じる発問や簡略過ぎて教材そのものを深く掘り下げるのが難しい教科書があったように感じましたが、 そういった部分であまり差異は感じませんでしたか。

林 委 員 長

発問がしっかり明示されている教科書という点では、各者とも明記されていますが、発問が充実し、詳しく掲載されているという点では、学校図書、光村図書出版、廣済堂あかつきの発問は比較的充実しており、詳しく掲載されているという意見は出ていました。

杉山委員

学校図書,光村図書出版,廣済堂あかつきですね。

それともう一つなのですが、今回別冊が付いている教科書が2者ありました。その別冊について、1者はどちらかというと各教材ごとに発問に答える形式で、もう1者はもう少し抽象的に教材と併せてユニット化し、道徳的な価値観のポイントを文章で示した上で、それに対してどう考えるかという教科書で、少し負担感が大きいのかなと思いましたが、道徳的諸価値を学ぶにはかなり深く学べる教科書かなという感じもしました。昨年度採択した小学校の日本文教出版は別冊が付いている形でしたが、その際に議論になったのは先生の負担感がどうか、子どもたちの負担感がないかという点でしたが、その点についての話は出てきましたか。

林 委 員 長

別冊になっている2者の違いについては、今お話があったとおり、1者は教材ごとに1ページずつ別冊のノートが対応しており、毎時間必ず教材に対応したページがあるということでの使いやすさがございますし、もう1者は22の内容項目ごとに1ページということで、教材に対応する形ではありませんが、22の内容項目のこのページは本冊の教材の何ページに当たるかの記載がありますので、本冊で学んだ教材について更に深めていく手立てとして使うことも狙っているのだろうかといった意見が出ていました

杉山委員

確かにそういう別冊のノートがあれば、先生方にしてみると学期末の評価などがしやすいですし、子どもたちも自分自身を振り返り、自分の成長などが分かりやすいです。学習指導要領の中でも重視されている項目ですが、書くということは読むということに比べてはるかに時間が掛かるし、大変な作業だと思います。その点で負担感がどうかという話はありましたか。どの道自分用の道徳のノートや教科書に書くことになるので、別冊があっても同じですか。

林 委 員 長

小学校でも中学校でも道徳に使うノートを1人1冊用意させて使っている学校が多くなっていますので、書く活動を設定している点では、生徒が個々に用意するか、あるいは既に用意されているものを使うかという違いだけで、書くこと自体に差異はないと考えております。

杉山委員

分かりました。

本 田 委 員

この別冊があれば教科書がいらないのではないかという感じを受けてしまうことについての言及はありませんでしたか。本来教科書でやるべき内容で、なぜノート半ページで済むような内容や内容項目の解説が書かれているのか又は負担になるのではないかという話は出ませんでしたか。

林 委 員 县

調査委員会の中では、教材を通して子どもたちが学んだことを更に深めていく意図で使うこともできるのではないかという意見は出ておりました。

本 田 委

幾つかの題材が同じ学年で同じ内容項目で掲載されています。例えば「一冊のノート」がその題材ですが、この答申書の中で同じ題材で同じ内容項目を指導するにも関わらず、目標、内容等の記載が異なっています。これは同じ内容項目を指導するはずですが、扱い方にずれがあったり、特徴的にそれを扱っていたということですか。それとも、何か違う指導内容になっていたのですか。

林 委 員 長

「一冊のノート」ではないのですが、他で分かる部分があるので、お答えしてもよろしいでしょうか。

本 田 委 員

私が聞いているのは「一冊のノート」なので結構です。同じ内容項目で, 同じ題材を扱った場合は,同じ内容ではなく違っていてもいいのかという ことです。

林 委 員 長

申し訳ありません。表現が統一されておりませんでした。

本 田 委 員 分かりました。何も他意はないということでよかったです。「足袋の季 節」という文部科学省が出している題材も同学年や他学年でもたくさん使 用されていますが、その内容に差異があると、混乱しかねないので、そこ

用されていますが、その内容に差異があると、混乱しかねないは精査しなくてはいけないのではないかと感じました。

文部科学省の読み物資料を使用している発行者は多く,要するに良い読み物はたくさんの発行者が使用しているので,そこに違いがあるのであれば,教えていただきたかったです。別冊のノートについては,個人的な考えがそれぞれあると思うので,どれが深まるかというよりも,白紙を渡して,今日やったことを書きなさいと言っても感想しか書けないと思いますし,学び方を学ぶための指導があって,指導の蓄積が評価になるような中身になっているかどうかを教えていただきたいです。指導書や解説書の中にも日々の蓄積が道徳性を高めるということが書かれていますから,別冊が付いて2冊になると重たいからいらないということにはならないですよ

林 委 員 長

別冊のノートが付いているのは2者で、他の6者については、本冊の教科書の中にところ書き込みができ、書くという活動ができる意見とものになっております。そこを比較して調査委員会の中で出てきた意見としましては、教科書そのものの中に書き込むということにつきましては、教科書の厚み等を考えたときに、書く生徒の側にとっては書き込みいらいる学習したことの流れや自分がどんなことを書いたのだろうということを振り返るときに、どこに書いたのかが、別冊のノートであれば、すぐらの投いることができますが、教科書に書いてあると、どこに書いてある。また、指り返ることができますが、教科書に書いてあると、どこに書いてある導り返ることができますが、教科書に書いてあると、どこに書いてある導り返ることができますが、教科書に書いてあると、どこに書いてある導行して、提り返りになれば、子どもがどういったことを書いたかとまりたとを見て分析して、見取っていくという作業が当然出てくると思いました。

近藤 委員

教科書を集めなくてはいけないということですね。

本 田 委 員

もう一つ聞きたいのは、先ほど杉山委員から質問があった発問の件で、ある発行者は冒頭に発問が1個あり、ある発行者は全部後ろにありました。表題の下に主題に関わる発問があるということは、読む前からこうなるということが分かってしまい、逆に発問によって思考が妨げられるということにならないかと思ったのですが、そういう話は出ましたか。

林 委 員 長

出ておりました。委員会の中では冒頭の表題の下に発問があることで、これからこのことについて学ぶのだという単位時間の見通しを明確に持つことにつながるのではないかという意見と、逆にそれがあることで本田委員からお話があったように思考が狭まってしまうのではないかという双方の意見が出ておりました。

本田委員

分かりました。いろいろな見方がありましたということを教えていただければ有り難いです。もう一つは、金言が必ず載っている発行者がありました。良い言葉だから載せましたというのであれば、教科書としてどうなのかと感じましたし、これまでの道徳の教科書や副読本にそういう言葉が多数載っているのは見たことがなかったのですが、調査委員会の中でそれにまつわる話は出ていましたか。

林 委 員 長

記憶しています。 杉 山 員 委 私は、金言が載っているのは好きでした。 近 藤 委 員 読み物としては面白いですよね。 員 杉 Ш 委 教材の内容を1行でまとめているような感じがして、とても良かったと 思いました。説明の中で、カラーユニバーサルデザインについての話があ りましたが、日本教科書もカラーユニバーサルデザインですか。というの は、発行者の編修趣意書を読んでいるとカラーユニバーサルデザインにつ いて触れていませんし、書かれていません。他の7者は全部カラーユニバ ーサルデザインについて書いてあり、また、日本教科書の字体を見ると、 ごんべんの1画目など少し違和感を覚えたのですが、気になりませんでし たか。 字体が昔風な感じがします。 近 藤 委 員 これはカラーユニバーサルデザインなのでしょうか。 杉 Щ 委 員 林 委 比較して見たときに、フォントサイズが日本教科書が一番小さいという 員 長 意見はありました。 字の大きさではなく、この字体について皆さんから何も意見は出ません 杉 Щ 委 でしたか。これはカラーユニバーサルデザインではないのではないかと思 いました。 確かに編修趣意書にも書いていません。多くの発行者の場合、教科書の 本 委 田 員 -番最後に特別支援に関わる監修をした担当者や,「この教科書はカラー ユニバーサルデザインに配慮しています。」というようなただし書があり ます。 何をもってカラーユニバーサルデザインだと確認されたのですか。 杉 Щ 委 員 林 委 員 長 背表紙を1枚めくったページに、それぞれ四つの視点をカラーでまとめ ているページがありますが、これをもって、カラーユニバーサルデザイン と判断しました。 旭川の生徒の実態から郷土愛が低いという話になりましたが、唯一大き 山 委 滝 員 な差があるのは北海道を扱った素材数ですよね。11件扱っている発行者 もあれば3件しか扱っていない発行者もありますが、これは採択の要件に は関係ないのでしょうか。以前、地理の採択では北海道を扱っている方が 良いという話があり選びましたが、道徳の場合はどうなのでしょうか。生 徒たちが学習するに当たって、自分の身近な題材があったほうがいいので しょうか。 北海道教育委員会が地域素材をまとめた指導資料を作成しています。で 本 \blacksquare 委 員 すから, そういったものを教師が活用していくべきですし, 教科書は全国 版で、たまたま北海道の題材について多い少ないがあるだけなので、子ど もに郷土愛にまつわる指導が必要であれば、北海道教育委員会の資料など を活用していけば、その差は無くなるのではないかと思います。単純に数 の問題にはなり得ないと思います。 沂 藤委 読んでいて、郷土のことは本田委員がおっしゃったように、他の教材で 員 学ぶことができるけれど、自分の知らない土地のことを学ぶのには良いお 話がたくさん載っていると感じました。私も知らないことがたくさんあり ました。 郷土愛でいろいろな地域のことが載っていますよね。そういうことを道 教 育 徳として学んで,だから旭川のことを大事にしようという心理になるので しょうか。 各地域でやっている取組や地域のことを自分事で捉えるという気持ちを 近 藤委 員 産むというような効果があればいいですよね。 教 育 自分事で捉えるというところまでいけばいいですが、他人事で読んでい るだけではあまり旭川のことに結び付いていかないかもしれないので、難 しいところです。 郷土を思う心ですとか、郷土の伝統を継承していこうという思い、そう いうものについて学んだその気持ちが、正に今自分が住まうこの旭川に目を向けていくというきっかけになると思います。各者が郷土について扱った教材をそのように捉えることで、旭川に目を向けていくという視点になるという話が出ていました。

教 育 長 滝 山 委 員 そこは先生方の力量にもよるかもしれません。

そういうふうに持っていける先生ならいいです。

近藤委員

もう一つ質問なのですが、先ほどから言っていたこの別冊のノートや書き込むスペースが多い教科書がありますけれども、これは使わなくてもいいですか。小学校の教科書採択の時にも話がありましたけれども、別冊ではなく、先生がノートを用意して子どもたちに別冊や教科書のスペースを使わせないという授業もあるということですよね。

本 田 委 員

授業をする際に、毎時間全ての項目をやるということはあり得ないので、各単位時間の中で指導者の授業の作り方や生徒の実態に応じて、今日はこの設問を書きなさいという指導や時間的なゆとりがあるので今日は全部書きなさいという指導があると思います。数学と違って教科書に載っている全ての題材をやりなさいとは言っていませんし、実態に応じて扱うとしているので、重点にしたい題材を深くやることもあっていいと思います。ですから、別冊についても同じ扱いになります。発問だけではなく、コラム欄などたくさん書く欄を設けている発行者がありますが、中学生の段階において、教科書に直接記述するということをそこまでするのかという部分もあります。

近藤委員

何が聞きたいかというと、別冊のノートが付いていることをマイナス点として捉えるのか、それともそれを抜きにしても良い部分がたくさんあるからこれが良いと言っていいのかということです。

本 田 委 員

活用の度合いは授業者の授業の組立てやねらいによって違ってくると思いますが、そこにあまりにも差があり、本来身に付けるべきものが身に付かない指導では困ります。これは教科書の問題というよりも授業力の問題になってくるので、先生方にも研修を深めていただきたいと思います。

近 藤 委 員

やはり最終的にはそこになるのですね。

本 田 委 員

どんなに良い教科書であっても、教材研究を深めずに授業に入ることは 課題を感じます。子どもに読ませる以上は先生もきちんと読んで必要な部分を活用する組立てをしてほしいと願っています。ただコラムがあるからマイナス、ないからプラスという発想ではないと思います。しかし、年間35時間の授業時間を考えると、大事なことは子どもたちの実態に合った指導をしていくことで、目次に書いてある順序どおりの授業が良い授業だとは言わないと思います。

滝 山 委 員

道徳は教科になるので、これから評価をしなくてはいけないですよね。この道徳の評価というのは、どうやってするのですか。やはり30人いたら30人の中で、この生徒は良い理解力を示しているがこの生徒は、というふうにしていかないといけないのですか。

林委員長

道徳の評価につきまして、相対的に見ていくものではなく、個人内評価ということになります。この時間の中で大きく変化したという見取りではなく、大きなくくりの中で子どもたちの成長を見取って、評価していく、捉えていくという評価になっております。成長、変化をどのように捉えていくかという意味では、子どもたちが記述したものというのは、それを見取っていくときの手立ての一つになっていくだろうと思っています。

滝 山 委 員

いわゆる筆記試験のようなものではなく、もちろん知識を問うわけでもないですよね。

林委員長

はい。

滝 山 委 員

そうすると評価は難しいですね。

本 田 委 員

単にノートに書いた文字面だけで評価はしないということですよね。そうであれば、みんながノートを使わないといけなくなりますから、そうで

はなくてその子の表情であったり、グループ内での発言などをきちんと蓄 積しなさいと指導書では言っています。評価も相対的な5段階評価ではな く,文章で記述することになっていますし、これができたとかできないと いう表記にはならないというところも指導されています。 教 育 1点確認したいのですが、今回諮問した8項目の部分については、各者 長 とも全て一定のレベルに達しているとの報告がありましたが,それは全体 としてそういう認識だったということですか。 林 委 員 はい。そのように認識しております。 長 教 分かりました。 育 それでは、旭川市教科書調査委員会の林委員長からの説明及び質疑を終 了したいと思いますが、他に御意見、御質問等はありますか。 委 員 教 育 長 それでは、これで教科書調査委員会の皆さんからの説明及び質疑を終了 いたします。ありがとうございました。 ありがとうございました。 林 委 員 長 ありがとうございました。 元 委 員 秋 教 育 長 暫時休憩いたします。 (調査委員会委員長及び委員退室) 教 育 再開いたします。 長 今後の進め方ですが、先ほど本日は調査委員会に対する質疑にとどめる としておりました。前回は2回の審議で採択しましたが、今回は本日答申 を受けたばかりということもありますので、もう少し答申書も含めてしっ かりと読んでいただき,次回対象とすべきものに絞っていくという形はど うでしょうか。 場合によっては次回の議論で決まってしまうかもしれませんので、ひと 杉 Щ 委 員 まず予定どおりに実施し、決まらなかった場合にその次を考えることにし ましょう。 2回で採択される可能性もあるけれども、まとまらないときはもう1回 田委 本 審議させていただくというのが良いと思います。 教 そうですね。 育 長 では、次回の教育委員会会議までに自分たちの中でどれが良いかという 員 近藤 委 ことをイメージするということですね。 滝 山 委 員 前回は学年も絞って読み込みました。 杉山委 員 それでも良いですね。 滝 山 委 員 ですが、3学年分となると、みんな良いところもあれば、2年生や1年 生がよく書けているものもあります。 教 育 それが案外あるので難しいです。 長 今回はあまり学年に割って考えなかったので、1年生だけということで 杉 山 委 員 も良いと思います。 近 藤 委 同じ教材でも発行者によって違う学年に掲載されているということも多 かったですよね。 滝 山 委 員 1年生の「自主、自律、自由と責任」についても同じ題材を3者が扱っ ています。 教 育 長 複数の発行者で同じ題材を使っていました。 昨年は4者に絞って、学年も絞りましたよね。 Щ 委 杉 員

> あまり限定しないで議論してもいいのではないでしょうか。 小学校の時は1年生から6年生まで幅広かったのですが、中学校だと3

まではいっていないので、私ももう1回全て読み直したいと思いますが、

絞ったからといって, その学年の中身まで論議したかと言われたらそこ

長

教

杉

育

山 委

そうです。

年間が一つの流れになっている感じも受けます。 本 田委 中身を研究するのはなかなか厳しく、良いとか悪いという判断は人によ 員 って物差しが違いますし、どうしても文字の大きさも気になりますし、そ ういう話題があって良いのではないかと思うので、それを全くなくしてこ の題材を扱っているから良い、悪いということは難しいです。 育 中身に言及するのは本当に難しいことです。例えば自己肯定感といって 長 も、他の分野の中にも出てくるし、いろいろなところに含まれています。 - つの題材の中に複数の内容項目が入っている場合がありますよね。 本 田委 員 教 育 あります。一つの題材でも自然も入っているし、夢も入っているし、何 もかもが入っているということがあります。 だから中身を語れと言われると、好き嫌いの世界になってしまうところ 本 田委 があります。ですが、それは求められてはいません。 教 経過もありますから、調査委員会が本市の生徒の特徴として把握した、 育 家族愛や郷土愛, 自己肯定感, 自分を大事にするという部分は触れたいと ころです。 では、そこを重点的に調べるということでしょうか。 近 藤委 員 教 育 長 若干そういう部分もあると思います。 諮問もきちんとそこに目を向けていますと答えることが一つ、その中で 本 田委 員 この題材についてということも話し合われたということがもう一つではな いかと思います。 せっかく旭川市独自で採択しているわけですからね。 教 育 長 北海道が調査した内容とも重なっていないですか。 本 田委 員 教 長 北海道とは違う内容です。 育 本 田委 分かりました。それならいろいろな文章を読めることになるのではない でしょうか。 近 藤 委 家族愛の題材の中には、読んでいて泣きそうになるものもありましたよ ね。 教 育 長 ほろっとくるものがありました。 近 藤委 員 内容が薄いなというものもありました。 本 田 委 員 泣けたから良いかと言われると, 道徳的には少し違うなと感じるところ です。 員 藤委 そういうこともあるのですね。 近 確かに道徳は、感動すれば良いというものではないのかもしれません。 教 長 育 田委 不幸やトラブルがないと道徳とは言わないのかという部分もあります。 本 員 こういう会話が成立すれば,みなさん読んだということになるのではない かなと思います。読まないと今のような質問はできません。 そうですね。それでは、次回の教育委員会会議までにもう少し読み込ん 教 育 でいただいて、自分なりに対象とすべき教科書を頭の中で描いてきていた だき、審議を引き続き進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。 各 委 はい。 員 それでは、そのような形にしたいと思います。本日の議案第3号「平成 教 長 3 1 年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図 書の採択について」の審議は、これで終了いたします。 《その他》 育 他に,何かありますか。 長 委 員 ありません。 事務局職員 ありません。 教 長 それでは,以上で平成30年7月定例教育委員会会議を終了いたします。 育